

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………

……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…

公告

○東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施……………

……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…

告示

●東京都告示第千五十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社デュアルタップ
(二) 代表者氏名 代表取締役 白井 貴弘
(三) 主たる事務 中央区日本橋久松町四番七号
所の所在地
(四) 免許証番号 東京都知事(4)第八六四八二号

(五) 免許年月日 令和三年九月二十二日

二 処分年月日 令和八年十月六日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

公告

東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施について

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第二百二十三号。以下「規則」という。）第一条の五第二号に規定する東京都ふぐ取扱者資格受入講習を次のとおり実施する。

令和八年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習の開催日時及び会場等

(一) 開催日時

令和八年十二月一日（火曜日）午後一時から午後四時三十分まで

(二) 会場

東京都健康プラザハイジア四階 研修室（新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号）

(三) 定員

七十人

二 対象者

東京都ふぐ取扱責任者免許の取得を希望する者で、次の(一)及び(二)に掲げる全ての条件（受講資格）に該当するもの

(一) 規則第一条の五で東京都知事が行うふぐ取扱責任者試験と同等の試験であると知事が認めた別表に掲げる

対象自治体が実施した試験のいずれかに合格し、当該試験を実施した道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市の市長を含む。以下同じ。）のふぐの取扱いに係る免許等を受けている者

(二) 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。）第六条に規定する次のアからエまでに掲げるいずれの事項にも該当しない者

ア 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの処理ができない者

イ 未成年者

ウ 精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

エ 条例第九条第一項第三号又は第二項の規定により東京都ふぐ取扱責任者免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

三 講習内容

(一) 条例及び規則の規定

(二) 条例違反の事例等ふぐ取扱責任者として必要な事項

四 申込方法等

(一) 申込方法

受講希望者は、所定の申込書に次のアからウまでに掲げる書類等を添えて(二)の申込先まで、持参又は郵送により申し込むこと。

ア 別表に掲げる対象自治体が実施した試験のいずれかに合格したことを証する書類（合格通知書、合格

証明書等）の写し

イ 当該試験を実施した道府県知事が交付したふぐの
取扱いに係る免許証等の写し

ウ 返信用封筒（長形三号。郵便番号、住所及び氏名
を記載し、百十円切手を貼ったもの）

(二) 申込先
郵便番号一六三一八〇〇一
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都保健医療局健康安全全部健康安全課試験・免許
担当（ふぐ取扱責任者担当）

(三) 申込締切日
令和八年十一月十八日（水曜日）（当日消印有効）

(四) 受講票の送付
申込締切後、受講資格を確認の上、各受講者に受講
票を送付する。

五
問合せ先
東京都保健医療局健康安全全部健康安全課試験・免許担
当
電話〇三（五三二〇）四三五八

別表

対象自治体	対象となる試験実施年月
北海道	令和四年五月以降
青森県	令和三年六月以降
岩手県	令和六年六月以降
宮城県	令和三年六月以降
秋田県	令和四年四月以降
山形県	令和四年四月以降

福島県	令和五年六月以降
茨城県	令和五年四月以降
栃木県	令和四年四月以降
群馬県	昭和六十一年十月以降令和三年九月以前
埼玉県	平成十五年四月以降
千葉県	昭和五十年九月以降
神奈川県	昭和六十一年十一月以降
新潟県	令和三年六月以降
富山県	平成二十二年十月以降
石川県	平成十八年十月以降
福井県	令和四年四月以降
長野県	平成五年十月以降
岐阜県	令和三年六月以降
静岡県	昭和五十二年五月以降
愛知県	昭和五十一年七月以降
三重県	令和三年六月以降
滋賀県	昭和四十八年九月以降
京都府	昭和五十一年十月以降
大阪府	令和四年四月以降
兵庫県	令和三年六月以降
奈良県	昭和五十三年四月以降
和歌山県	令和四年七月以降
鳥取県	令和三年六月以降
島根県	令和三年六月以降
岡山県	平成二十八年四月以降
広島県	令和四年四月以降

山口県	昭和五十六年十月以降
徳島県	令和三年一月以降
香川県	平成十六年十月以降
愛媛県	昭和二十八年一月以降
高知県	昭和三十六年十月以降
福岡県	昭和五十四年四月以降
長崎県	令和三年六月以降
熊本県	昭和三十三年十月以降
大分県	令和二年四月以降
宮崎県	昭和三十三年十一月以降
鹿児島県	昭和三十五年四月以降
沖縄県	令和三年六月以降
広島市	令和四年四月以降
青森市	令和三年六月以降
八戸市	令和三年六月以降
呉市	令和四年四月以降
福山市	令和四年四月以降

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二二）一一一一（代）
郵便番号 163-8001
定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）
郵便番号 113-0001

